○四国地方整備局告示第六十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日

四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
南国市物部字東横田七四三番一から高知市知寄町二丁目三一三番四まで	前 A	二〇・九五～六八・〇〇メートル	上記A・B・C・D・E及びFは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E・F	一〇・一四～四五五・〇〇キロメートル	
	後 A	二〇・九五～六八・〇〇メートル	
	後 B・C・D・E・F	一〇・一四～四五五・〇〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第七十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用の区間　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

五十五号及び南国市物部字下王島一三四七番三地先から同市稲生字馬ノ背三七八一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十三日

○四国地方整備局告示第七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
室戸市羽根町字大浦乙三九八二番一地内	前	一一・三九～一五・〇六メートル	
	後	一三・一三～三四・六四キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

五十五号　室戸市羽根町字大浦乙三九八二番一地内　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十二日

○四国地方整備局告示第七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
西条市小松町新屋敷字新宮原甲一八五五番五から同市小松町安井字久保田甲四〇三番一まで	前 A	七・八〇～四六・二〇メートル	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B・C・D・E	二二・五〇～一二〇・三〇キロメートル	
	後 A	七・七〇～四六・二〇メートル	
	後 B・C・D・E	二二・五〇～一二〇・三〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用の区間　図面縦覧場所

十一号　西条市小松町明穂字塚間甲一六五番三から同市小松町明穂字仁保前甲五七四番三まで　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年四月二十二日

○九州地方整備局告示第七十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年四月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年四月二十二日　九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号